

岩内町手話言語条例

条例の概要

手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人があらゆる場面で自由に手話を使える地域社会になるよう取り組むことが求められています。

岩内町に住み、働き、学び、集う全ての人が、手話を言語として理解し、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを実現するため、岩内町手話言語条例を制定しました。

《目的》

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、町が推進する施策の基本的な方針を定めることにより、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりの実現を目指すことを目的とします。

《基本理念》

手話の理解及び普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人は手話による円滑なコミュニケーションを図る権利を有していること、その権利は尊重されることを基本として行わなければならないとしています。

《町の責務》

- ・手話に対する理解を広げる
- ・手話を使いやすい環境にするための施策の推進

《役割》

町民

- ・手話に対する理解を深め、町が推進する施策に協力

事業者

- ・手話に対する理解を深め、町が推進する施策に協力
- ・手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備

《施策の推進》

町は次に掲げる施策を推進

- ・手話に対する理解の促進及び手話の普及
- ・手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくり
- ・手話による意思疎通支援の拡充 など